

関西広域連合製菓衛生師試験委員規則

平成 25 年 3 月 29 日
関西広域連合規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、関西広域連合附属機関設置条例(平成 23 年関西広域連合条例第 3 号)第 2 条の規定に基づき、関西広域連合製菓衛生師試験委員(以下「試験委員」という。)の組織その他試験委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 試験委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから広域連合長が任命する。

(1) 学識、技能等について経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

2 試験委員に、製菓衛生師法(昭和 41 年法律第 115 号)第 4 条第 1 項の規定による製菓衛生師試験に係る問題作成の調整を行うため、調整担当委員を置く。

3 調整担当委員は、試験委員のうちから、広域連合長が指名する。

(任期)

第 3 条 試験委員の任期は、選任の日から 2 年以内で広域連合長が別に定める期間とする。ただし、補欠の委員については、前任者の残任期間とする。

2 試験委員は、再任されることができる。

(服務)

第 4 条 試験委員は、公正にその職務を行わなければならない。

2 試験委員は、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

3 試験委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 5 条 試験委員の庶務は、本部事務局資格試験・免許課において行う。

(補足)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、試験委員に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 4 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 18 日規則第 2 号)

この規則は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 14 日規則第 6 号)

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 26 日規則第 5 号)

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。